

教訓

10月25日《日》秋季大会の日、悲しい事故が起きてしまいました。午前2時50分頃、メールで吉本協会長から坂出会場に参加されている会員が釣り場から転落し行方不明との連絡が私に入りました。

その後は当日参加されていない吉本会長、上野事務局長中心になり以下、各副会長、私を含め事故の詳細が時間を追うごとにメールにて報告が入りました。また連盟会長も事故の連絡の後、事故現場である今治・桜井漁港に向かわれ指揮をとられているとの連絡がはいりました。

事故の詳細としては午前2時19分頃、とても足場のよい堤防で波止の先端から約四十メートル手前から釣りをしていた会員が、なんらかの原因で波止の外側に転落、近くで釣りをしていた一般の釣り人の大声でクラブメイトに伝わったことでした。波止の高さは海面から約7メートルあり引き上げは不可能なので、転落した会員に6メートルのたまたまに60センチの棒で手を伸ばしてやっと届く網を掴ませて、その間に他の会員がクーラーにロープをくくりつけたものをセットし海面に下ろしクーラーを会員に抱かせたとの事でした。

当日この釣り場の海上は北東の風が吹いており波もあつた状況のなか、クーラーを抱かせた状態で手すりの付いた波止の内側まで誘導を行なったが25分程進んだとき力つき、沈み行方不明となつたそうです。

その後、会員により海上保安庁に緊急連絡し救助の要請、今治消防署に緊急出動を要請し隊員が到着後直ちに救助活動を開始された。

巡視艇、ヘリコプターで搜索、ダイバーにて救助活動されるが発見には至らず海の状況も悪く午前11時40分、当日の搜索は終了となった。

翌日、午後3時頃風が落ち海面が静かになつたときご遺体として浮かび上がられたという内容でした。

後日、協会副会長会が開催された中でそのクラブの会長さんと事故当時同行されていた副会長の方が事故時の詳細を報告された中で（救命胴衣を着用していれば99分の確率で助かっていたでしょう）と言う言葉がとても印象深く感じました。

また吉本協会長もその会議の中で（連盟会長が撮影した事故現場となつた釣り場の写真を見て）ふつう100人の釣り人がここで釣りをしてても100人全員、救命胴衣はこの釣り場では着けないでしょう

と言われたくらい足場のきれいな消波ブロックも無いきれいな防波堤でした。

事故というのは、おこそうと思つて起こす人はまずいません。事故というのは突然おこるのです。どこかで聞いたフレーズですが、車のシートベルトと同じように以前は締めるのがめんどくさいと言う理由で締めない方が多くおられました。警察の再三の呼びかけや規制の検問の効果で今やほとんどの方が着用しています。

それと同じように今回の事故のように海に落ちたことを想定してみてください、防波堤のいうものはもちろん波よけに造られているものですから波止の外側にはハシゴや階段はありません。落ちたら上がれないのです。ましてその堤防が高くて何百メートルもあるような堤防だったらを想像してみてください。

命を守ってくれる救命具、ぜひ着けてて当たり前の癖づけになるように大阪協会も砂浜以外の釣りでは着用するように義務づけが必要でないでしょうか。

今回の事故にあわれ、お亡くなりになった方に心よりご冥福をお祈りいたします。